

# 定山溪病院 院内感染対策指針

制定：2010年4月1日

承認：病院長 中川 翼

作成：感染防止対策委員会

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 2. 感染対策防止委員会の設置

- (1) 院長を議長とし、関係する部門・部署長を構成員として組織する感染対策防止委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時は、臨時会議を開催する。
- (2) 感染対策防止委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
  - ① 院内感染対策指針及び手順書の作成・見直し
  - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
  - ③ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
  - ④ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、7日以内に保健所長を通じて北海道知事へ届出る。
  - ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
  - ② 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生省令で定めるものの患者（後天性免疫不全症候群、梅毒その他厚生省令で定める感染症の無症状病原体保有者を含む。）

## 3. 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

#### **4. 院内感染発生時の対応**

- (1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、感染対策防止委員会で再確認等して活用する。
- (2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。感染対策防止委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

#### **5. 院内感染対策マニュアル**

別紙、院内感染対策マニュアル(衛生管理業務手順書・感染症予防・対策業務手順書)に沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

#### **6. 患者への情報提供と説明**

- (1) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。
- (2) 必要に応じて感染率などの情報を公開する。

#### **7. 病院における院内感染対策の推進**

- (1) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のため、病院職員は各部署共通のマニュアルを遵守する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

#### **8. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本的方針**

本指針は各部署に保管し、全職員が閲覧できる。また、一般には病院ホームページにおいて一般に公開する。